

令和7年度 就学援助制度のお知らせ

豊橋市では、お子さんの市立小・中学校への就学にあたり、制度の認定基準にあてはまる方を対象に給食・学用品費など費用の一部を援助しています。援助を希望される方は、下記により申請してください。

なお、現在、通常の就学援助（令和6年度分）および小学校入学準備金（令和6年度分）を受給されている方も、引き続き援助を希望される場合は、改めて申請が必要となります。

1 申請期間・会場

(1) 日 時：令和7年3月3日(月)～3月9日(日) [午前8時30分～午後5時]

※3月8日(土)・9日(日)は、午前9時から正午まで

(2) 場 所：豊橋市役所 講堂（豊橋市役所東館13階）

2 申請に必要なもの

(1) 保護者名義の預貯金通帳 ※ 援助費を校長口座へ振込希望の方は不要です。

※ 印鑑は不要です。

通常は、上記(1)のみとなりますが、場合によっては、事情を明らかにする書類が必要となります。（裏面参照）

3 援助の内容 （以下の表は、令和6年度の援助内容であり変更の可能性あります。）

区 分	学 年	支 給 方 法	支 給 時 期
学 用 品 費 等	全 学 年	学年ごとの定額を支給 〔年度途中で認定(廃止)された 場合は月割で支給〕	7月・10月・1月・2月の各月末
入 学 準 備 金 (中 学 校)	小 6	R8年1月31日時点で認定を受けている者のうち、豊橋市立中学校に就学予定の者に定額を支給	2月末
新入学学用品費	小1・中1 (※1)	4月認定者のみに定額を支給	5月末
修 学 旅 行 費	小6・中3	実施時点(修学旅行初日)の認定者に共通行動に係る実費相当額を支給(※2)	7月までの実施分：8月末 10月までの実施分：11月末 11月以降の実施分：実施後
医 療 費 (※3)	全学年(※4)	申請により医療券を交付	9月・1月・3月・4月の各月末
学 校 給 食	全 学 年	児童生徒へ給食を提供 (費用については市が負担)	—
学校生活管理指導費(※5)	全 学 年	申請により限度額まで実費支給	7月・10月・1月・4月の各月末

※1：令和6年度に入学準備金（小学校・中学校）を受給された方は、新入学学用品費を重複して受給することはできません。

※2：修学旅行に係る費用を全額援助するものではありません。

※3：医療費の対象疾病…う歯(虫歯)、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎など。

※4：小学生、中学生ともに医療費助成制度が優先されます。

※5：「学校生活管理指導表」の記載に伴う文書料の自己負担額を助成します。

* * * 一斉申請終了後の申請について * * *

(1) 日 時：令和7年3月10日(月)～

[土・日曜日、祝・休日を除く午前8時30分～午後5時15分]

※5/1以降の申請は、援助費が月割りになりますのでご注意ください。

(2) 場 所：豊橋市教育委員会 学校教育課（豊橋市役所東館11階）

* * * 問い合わせ先 * * *

●就学援助に関すること ⇒ 豊橋市教育委員会 学校教育課（☎51-2818）／市役所東館11階

●給食・医療費・学校生活管理指導費に関すること ⇒ 保健給食課（☎51-2835）／市役所東館11階

4 援助を受けられる方（次のいずれかに該当する方）

番号	項 目	事情を明らかにする書類										
1	令和 6 年 4 月 1 日以降に生活保護が停止または廃止された方	保護停止・廃止決定通知書										
2	所得（保護者及び同一世帯員の所得合計額）が基準以下の方	必要ありません。 <u>ただし、次に該当する場合は、世帯全員の所得証明書が必要です。</u> 【令和 7 年 3 月 3 日から 6 月 1 日までの申請】 令和 6 年 1 月 1 日現在で豊橋市に 住民票がない方→ 令和 6 年度所得証明書 【令和 7 年 6 月 2 日以降の申請】 令和 7 年 1 月 1 日現在で豊橋市に 住民票がない方→ 令和 7 年度所得証明書										
		(1) 援助を受けることができる基準は、 <u>所得（住民票に記載の世帯全員の所得合計額）が下記の金額以下</u> です。ただし、別居の父母(単身赴任等)は計算対象になります。 (2) 令和 7 年 4 月～6 月認定（6 月 1 日までの申請）は、 <u>令和 5 年所得</u> を、令和 7 年 7 月認定（6 月 2 日以降の申請）以降は、 <u>令和 6 年所得を適用します</u> 。 (3) 毎月、認定資格の確認をします。認定後であっても所得の状況（適用年の所得等）によって年度途中で取り消しとなる場合もあります。 【所得基準額】→源泉徴収票における給与控除後の金額など <table border="1"><thead><tr><th>家族人数</th><th>2 人</th><th>3 人</th><th>4 人</th><th>5 人</th><th>6 人</th></tr></thead><tbody><tr><td>所 得 額</td><td>2, 254, 000 円</td><td>2, 773, 000 円</td><td>3, 334, 000 円</td><td>3, 741, 000 円</td><td>4, 278, 000 円</td></tr></tbody></table> ※7 人以上は、6 人家族の所得額に 1 人増すごとに 47 万円を加算した金額です。	家族人数	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	所 得 額	2, 254, 000 円	2, 773, 000 円	3, 334, 000 円
家族人数	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人							
所 得 額	2, 254, 000 円	2, 773, 000 円	3, 334, 000 円	3, 741, 000 円	4, 278, 000 円							

※生活保護を受けている方は、この手続きは必要ありません。

※やむを得ない事情による失業等（令和7年1月1日以降に失業したことが確認できる書類が必要）、その他経済的に困りの方は、別途ご相談ください。

【所得基準額を満たす世帯の計算例】3人家族の場合（家族人数は、児童生徒を含めた全員の人数）

世帯構成員	父	母	児童	合計額	備考
給与収入額	4,000,000円	560,000円	0円	4,560,000円	※給与所得のみの家族を想定しており、例示と同収入額であったとしても家族等の状況により、 <u>非認定になる可能性もあります。</u>
給与所得控除額	1,240,000円	550,000円	0円	1,790,000円	
所得金額	2,760,000円	10,000円	0円	2,770,000円	

☆所得の計算方法については国税庁HPを参考にしています。

→<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1410.htm>

切り取り

※就学援助の申請を希望される方は、該当の番号へ○を付け必要事項を記入のうえ、当日の受付へ提出してください。

1. 現在、就学援助を受給している。

- ・新学年：____年、学校：____小・中 学校、^{フリガナ}氏名：_____
- ・新学年：____年、学校：____小・中 学校、^{フリガナ}氏名：_____
- ・新学年：____年、学校：____小・中 学校、^{フリガナ}氏名：_____

*現在、受給していない**新小学1年生**についても記入してください。

2. 現在、就学援助は受給していません。

受給を希望する市立小中学生は、何人ですか？ _____人